

きょうどう し ま
今、協働(共働)へと対馬は動き出す

対馬市 市民協働(共働)推進指針

協働(共働)の「ひと・まち」づくりをめざして



長崎県 対馬市

目 次

第1章 協働(共働)を知ろう

1 協働とは ー協働の意味ー	1
2 なぜ、協働を進める必要があるのか ー協働の背景ー	3
3 協働(共働)の目的はなにか ー協働(共働)のねらいー	8
4 協働(共働)によってどう変わるのか ー協働(共働)のめざす社会の姿ー	12

第2章 「対馬らしさ」の市民協働(共働)に向けて

1 先人達の教えから学ぶこと	14
----------------	----

第3章 協働(共働)を進めるにあたっての基本的な考え方

1 どのような視点で進めればよいのか ー協働(共働)の原則ー	16
2 どのような役割があるのか ー協働(共働)するために期待される役割ー	17
3 市との協働(共働)とは ー市民と市との協働(共働)の進め方ー	21

第4章 協働(共働)を進めるための施策の展開

1 協働の意識を高める	25
2 情報を共有する	26
3 市民活動を活性化する	27
4 市との協働(共働)に関する仕組みをつくる	28
5 協働(共働)を進行管理する	28
行動プラン1 (市役所内の協働(共働)窓口の充実)	30
行動プラン2 (コミュニティの活動分野)	31
行動プラン3 (協働(共働)を支える活動拠点施設)	32
行動プラン4 (コミュニティ事業の展開)	33
行動プラン5 (協働(共働)を進めるための施策)	34
行動プラン6 (コミュニティプランと総合計画)	35

第1章 協働(共働)を知ろう

1 協働とは ー協働の意味ー

(1) 協働という言葉の由来

協働とは、比較的に新しい言葉です。様々な社会構造の変化によって、市民の生活課題（ニーズ）が大きく変わり、これまでの旧態依然とした「中央集権」的な行政手法だけでは、対応できなくなってきたこと、そして、「地方分権」の進展と要求型から提案・実践型へと変化を見せてきた市民活動の動き、これらがひとつに出会ったところに市民との協働を推進する必然性が存在し、行政側が造った言葉とされています。

「複数の主体が、何かの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。」あるいは「地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合または市民だけでは解決できない問題がある場合に相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けて取り組みを行うこと。または、協働した方が、サービス供給や行政運営上の効率がよい場合のまちづくりが推進策として、協働が活かされる」とあります。

このように市民からの行政ニーズの多様化や少子高齢社会への対応など、今までの行政スタイルでは限界があるため、最近では、全国の自治体で、市民や市民団体（ボランティア・NPO・市民活動など）、企業等との連携による「協働によるまちづくり」が進められています。本市においても、市民が主体となったまちづくりの協議会や市民の運営によるイベント及び各種委員会の市民参加など、以前から「協働」という手法は実践されてきています。

今、改めて「協働」によるまちづくりを推進するということは、まちづくりの主人公である「市民」の想いや知恵、活動等を活かし、対馬市をより住みよいまちにしていくなために「協働」という手法を再認識し、意識して取り組んでいくことが必要となってきました。

本市においても「協働」という言葉はよく使われていますが、その認識が曖昧なため、「いつ、どこで、誰が、何を、どうして、どのようにして」といった行動への道標がなく、市民も行政も迷っている現状です。そこで、「対馬らしさ」を感じる市民が共有できる分かりやすい市民のための協働推進指針を策定しました。

(2) 協働の意味するところ

第1次対馬市総合計画（平成18年～平成27年）のまちづくりの基本理念のなかに「安心して快適に暮らせる環境づくり」のなかで、市民のまちづくりについて、次のように定義しています。

市民が豊かさを実感できる生活を実現するためには、市民が主体となった地域づくりが必要であり、市民のまちづくりに対する意識を醸成し、様々な分野での地域の活性化に向けた取り組みへの参加の場づくりを行い、また、市民を中心とした活動へは積極的に支援していきます。

また、平成 17 年 11 月に策定された本市の行財政改革大綱のなかでも市民のまちづくりに対する意識の醸成について、具体的に次のように書かれています。

Ⅳ 市民協働の社会を目指して

多様化する住民ニーズと限られた財政資源のなかで、質の高い公共サービスを提供し続けるためには、市と市民(市民団体を含む)が、より対等な関係を立脚し、的確な役割分担と相互補完ができる仕組みが必要です。

このため、

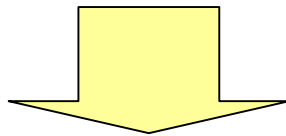
- ・行政と市民（民間）の役割を明示した指針をつくります。
- ・市民の目線で考え、市民と一緒に行動する職員を育成します。
- ・行政活動の過程や成果、課題等を積極的に公表し、情報と理解を共有します。
- ・計画—実施—評価—見直しの各段階において、市民の参画機会をより増やします。
- ・公共サービスを担う NPO や市民団体を育成及び支援します。

2 なぜ協働を進める必要があるのか ―協働の背景―

現在、本市は次のような状況に置かれており、その結果、6つの大きな課題を抱えています。これらの課題を解決するため、協働によるまちづくりを進める必要があります。

<現状>

- 人口減少と少子高齢化が進行しています。
- 地域コミュニティは存在しています。でも将来は・・・。
- 韓国からの観光客が増えています。
- 市民活動は展開されていますが、広がりには不足しています。
- 地方分権が進められています。
- 建設業や水産業をはじめとする地域経済が低迷しています。
- 厳しさを増す行財政運営を強いられています。



<課題>

- 対馬の地理を活かした韓国との国際交流の推進
- 対馬の歴史や自然を活かした体験型観光の推進
- コミュニティの再生と地域の特色を活かしたまちづくりの展開
- コミュニティの育成及び支援体制
- 行財政改革
- 従来の行財政運営手法の限界

それでは、ここで個別の現状を詳しく見てみましょう。

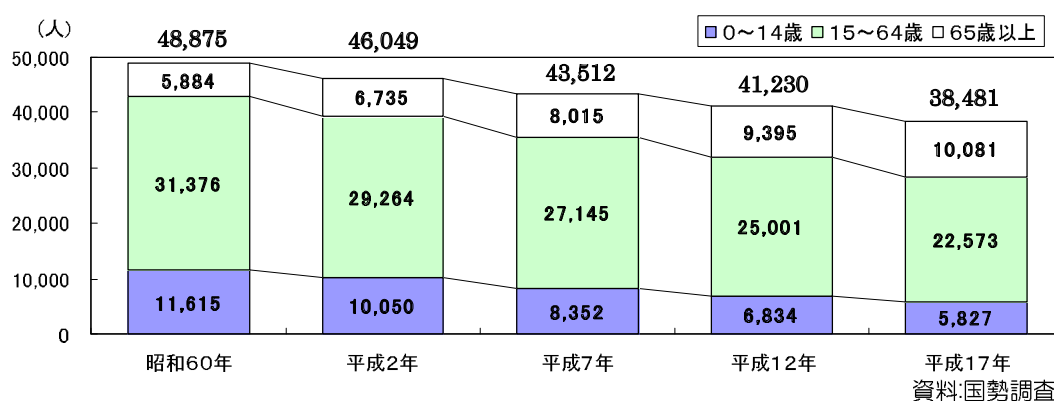
(1) 人口の減少と少子高齢化が進行しています

近年の統計ですでに日本全体の人口が減少の局面に入ったといわれています。日本の人口は首都圏や政令指定都市等の都市部に集中し、離島や辺地、過疎地域は、人口減少に歯止めがかからない状況です。

本市においては、昭和35年の69,556人をピークに年々減少し、平成19年10

月現在の人口は、37,967人で、45.42%の大幅な減少傾向にあります。また、平成12年と平成17年の国勢調査の年齢構成を比較しますと、年少人口では1,007人、14.74%減少し、65歳以上の老年人口は686人、7.30%の増加であり、今後ともこの少子高齢化傾向は続くものと見込まれています。

■年齢三区分別人口の推移



(2) 地域コミュニティは存在しています。でも将来は・・・

本市は、昔ながらの近所づきあいの中で、助け合いの精神に基づき、自治会や婦人会、老人クラブなどにおいて、住民による環境美化や道路・用水路の維持清掃、海岸清掃、福祉事業、伝統文化の継承活動などが活発に行われ、住民自治の基盤が継承されている地域コミュニティが数多く存在しています。

しかし、近年の生活様式の変化や核家族化により地域の構成員の価値観が多様化し、急速に社会の連帯意識（コミュニティ意識）の希薄化が進んでいくことが危惧されています。その結果、地区行事への参加者の減少が見られ、身の回りの助け合いの気持ちが弱まり、ひとり暮らしの老人を支えたり、子どもたちの健やかな成長を見守ったりするという、これまでの地域社会に見られた連携の意識が低下していくことが心配されています。

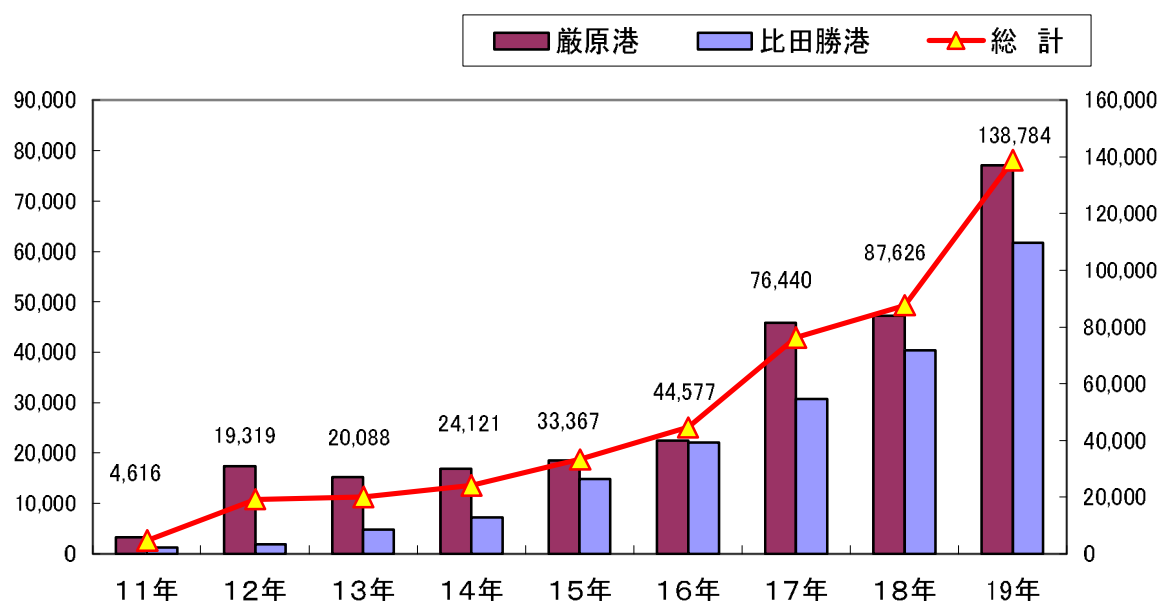
(3) 韓国からの観光客が増えています

「国境離島・対馬」に訪れる韓国からの観光客が年々増加しています。平成11年の国際航路の定期化により、平成19年には、6万人を突破し、今後もこの増加傾向は続くことが予想されております。

古代から対馬は、大陸と日本との架け橋的存在としての交流の歴史があり、特に藩政時代は、朝鮮との交易により、藩の財政を支えてきた時代もありました。

本市の総合計画のまちづくりの基本理念に掲げている「東アジアに輝く交流の島づくり」のためにも韓国を主とした国際交流への関心を市民とともに深めることが大切な時期となってきました。

■国際航路利用客数（韓国釜山～対馬）



（４）市民活動が展開されていますが、広がりには不足しています

退職後の自由時間の増大や自己実現要求の高まりによって、自分たちの手で少しでも地域を良くしようとする団体の活動が展開されています。しかし、会員の高齢化、会員数の減少及び資金確保などの理由により、今後の活動に不安を抱いている団体が多いという課題があります。

また、会員はいるが、その活動を行う人が固定化し、活動の輪を広げることに悩んでいる団体もあります。このことは、経済情勢が厳しく雇用に対する不安があるため、生活に占める仕事の比重が高くなり、とりわけ若年層が余暇・ボランティア活動に時間をあてることが難しいなどのことが大きく影響しているものと思われます。

（５）地方分権が進められています

国と地方の関係を対等とし、地方の暮らしに関わるものを地方（地域）自らが決定し行い、財政・政策面で地方（地域）が自立することをめざした「地方分権」が進められています。本市は財政面においては、国から交付される財源に依存する割合が高いため、これまでと同じようなやり方では市は立ちゆかなくなります。必要なサービスを確保しながらも歳出の削減を図り、自らの収入で支出を賄えるような努力と工夫が今まで以上に必要となってきました。

また一方で、地方分権が進められることは、地方の自主性が増すことにもつながり、意思決定過程への市民参加と自己決定によるまちづくり（住民自治）の可能性を高めるものです。今後は、市民、市民団体及び企業との協働によるまちづくりを推進していくことが大切な時代となってきています。

（６）建設業や水産業をはじめとする地域経済が低迷しています

中央においては、ようやく経済が上向きの兆しが見えてきたとはいえるものの、地方経済は、出口の見えない長期低迷から抜け出せずにいる状況です。特に三位一体の改革や公共事業費の抑制など地方経済、自治体財政は窮地の状況と言えます。

本市においても、同様に建設事業の縮減や水産業の不振により、地域の活力と経済が低迷しています。このような厳しい現状を打破しようと、企業誘致の推進、新たな特産品の開発、地場産品のブランド化推進及び異業種による第１次産業への参入など各種振興施策を展開していますが、その解決に至っていないのが現状です。

また、平成 19 年 10 月の長崎県内における有効求人倍率は、0.61（全国 1.06 全国の下位から 5 番目）と低く、本市においては、それを大幅に下回る 0.22 と就業・雇用に対する危機感をうかがうことができます。特に若者層が地域に残ることはこの数字から判断しても厳しいものがあります。

（７）厳しさを増す行財政運営を強いられています

対馬市の財政状況は、歳入については、自主財源の柱である市税の伸びは依然として期待することはできず、このことに拍車をかけるように建設事業の縮減や水産業の不振により、地域経済は低迷し、今後においても税収の減少傾向が続くものと思われます。

また、地方交付税についても、国の三位一体の改革（補助金の見直し、税源の地方移譲及び地方交付税の見直し）により、今後大幅な減少が予想されており、歳入財源の確保が厳しい状況にあります。一方 18 年度決算の歳出を市民 1 人あたりに換算した額を長崎県内の各市と比べてみると、地方債、人件費、物件費がそれぞれトップの額であり、各種施策の振興を柔軟に対応することが困難な財政状況であります。市の財政は一層厳しさを増しており、社会の変容に伴って多様化している市民のニーズに行政だけで対応することは困難になってきました。

このような中で、効率的な行財政運営を図るため、行財政改革を行い、事務事業の見直しや職員の定員管理及び公共施設の管理運営の見直しなどを積極的に行っているところです。

3 協働(共働)の目的はなにか ー協働(共働)のねらいー

従来の行政手法は、市民の要望に行政が応える仕組みとなっていました。また、国・県の施策に市町村が取り組み、道路や河川をはじめとする生活環境の整備や港湾・漁港、農林道の整備といった産業基盤の整備を展開してきました。

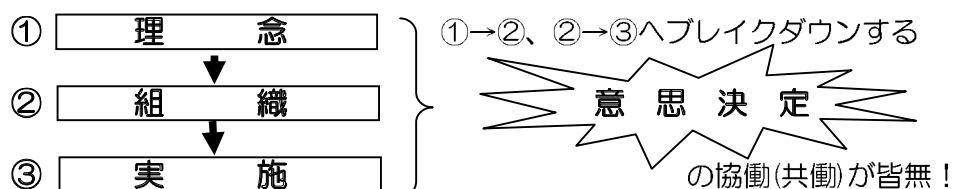
しかしながら、今までのトップダウン方式の行政手法は、画一的な地域振興であり、その地域の特性や個性あふれる地域づくりの機会を失ったこととも言えます。

地方分権が叫ばれる今日、多様化する市民のニーズや地域課題に的確な対応をするためにも市民の発想力、想像力及び得意分野を活かしたまちづくりが求められています。市民が、市民団体が、企業が、そして行政がその地域課題に参画し、解決に向けての目標を共有し、行動を起こすことが必要となってきました。

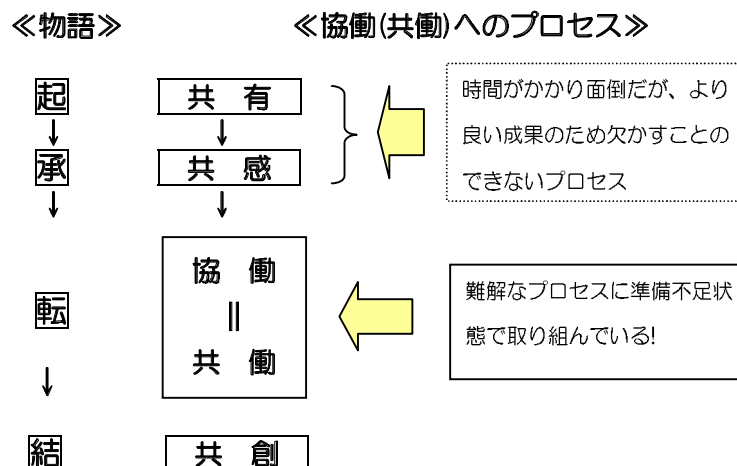
物語にも起承転結があるように、「いつ、どこで、誰が、何を、どうして、どのようにして」といった5W1Hのアクションづくりにもストーリー性が必要です。

そこで、本市においては、市民一人ひとりが地域づくりに関心を持ち、地域の課題や宝探しを「共」に有し、感じ、働き、そして創る「共有(起)→共感(承)→協働<共働>(転)→共創(結)」の物語を展開するために、「共(とも)」を共通の合い言葉として、協働(共働)推進の道標を描くこととしました。

「協働(共働)」のカタチあれこれ



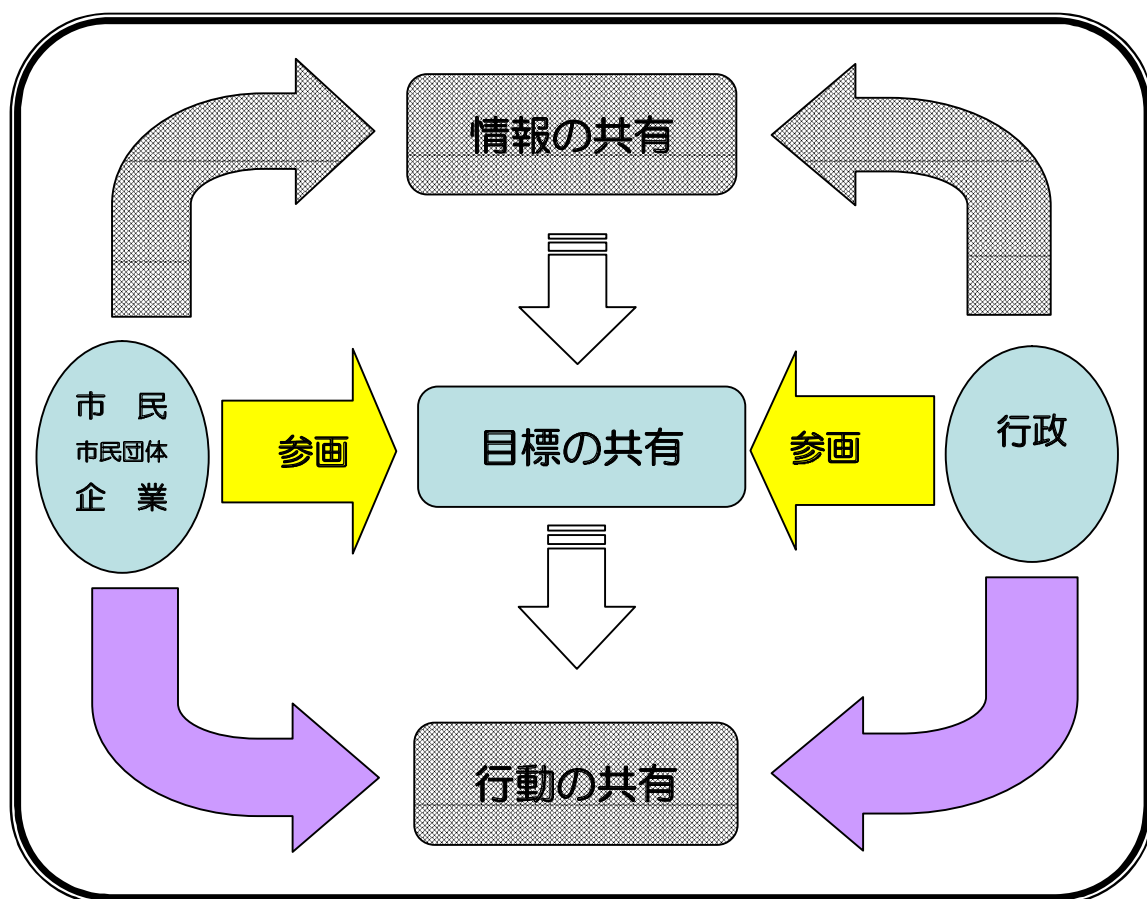
協働(共働)へのストーリー



本市では、協働(共働)を進めることによって、次の事項の実現を考えています。

今 後

- 市民活力の発揮による地域コミュニティの再生
- 対馬らしさを自慢できる独自の地域づくりの展開
- 行政運営の効率化（行財政改革、業務改善、職員の意識改革）



（１）市民活力の発揮により、地域コミュニティを再生します

市民一人ひとりが共通する目的に向かって協働(共働)することで、人口減少や若者不足からくる地域の活性低下を克服していくことが大切です。

そのためにも、市民の方々が気軽に話し合える「まちづくりサロン」的な施設を設置し、地域の課題を共有しながら、その解決に向けて行動を起こしていくことが地域コミュニティ再生のキーポイントであると位置付けました。まちづくりに参加し活動することが、時に市民にとっては負担になることもあります。まずは、気軽におしゃべりを始めることから着手したいと考えています。

① 地域コミュニティの活性化 ～自治会など～

地域の住民による主体的な地域づくり活動の過程を通じて地域内の人間関係が深まると、市場経済や個人主義の浸透とともに失われつつあるお隣や近所の方々との日頃の助け合いや地域安全及び防犯など地域社会を支える力が高まります。

本市では、この自治会等のコミュニティの再生を最重点課題として、また原動力（エンジン）となるような人材の育成や支援を行います。今後において予想されている団塊世代の退職者の活用を視野に入れて、人材育成を推進していきます。

② 市民団体等との相乗効果 ～ボランティア・NPO・市民活動団体～

市内には、たくさんの組織や団体が存在します。地域おこしという広がりのあるテーマに取り組む団体や環境、自然保護及び福祉など特定の分野から地域を考え可能な活動を行っている団体、さらには趣味を共にする仲間づくりのサークルなどもあります。組織の形態や目的はさまざまですが、みんな、地域をよくしたいという思いから出発している点は同じです。

しかしながら、団体に対するアンケート調査結果から、協働を進める上で困っていることとして、会員の確保や資金の確保及び高齢化などの悩みを抱えていることが分かりました。これらの団体が、相互に、そして市との間で、情報を共有し、必要に応じて相互の連携を深め、共通の目的に向かって活動の方向性を合わせることを推進していきます。

（２）対馬らしさを自慢できる独自の地域づくりの展開

市民が協働(共働)を行うとき、市民同士が共有できる「ストーリー性のあるもの」が望まれています。「いつ、どこで、誰が、何を、どうして、どのようにして」という流れと行動を起こすための羅針盤が必要です。そこで、市民へわかりやすく協働のイメージを描いてもらうために、対馬の先人達の想いや教えを今の時代にタイムスリップさせることにより、「対馬らしさ」を感じさせる指針づくりを行いました。

また、地域づくりにおいては、地域の宝探しを行うことで、地域の課題が見えてくると考えられます。その課題を共有することで、解決に向けた行動を共に起こし、その

地域の特性を活かした自慢できる独自の地域づくりを展開することとします。

（３）行政運営の効率化

協働(共働)は、単に財政難を理由に、市がこれまで行ってきた事務を市民に押しつけるものでは決してありません。協働は、市民と市とが適正な役割分担をすることで、市でなければ対応できない領域で限られた人的・財政的資源を活用しながら、地域の課題等きめ細かく対応することをねらいとしています。

また、協働の過程を通じて、市民の生の声に耳を傾け、相互理解を深めることにより、事業の必要性や効率性を見直すことにつなげ、職員一人ひとりの意識改革や業務の改善を図ることも視野に入れていきます。

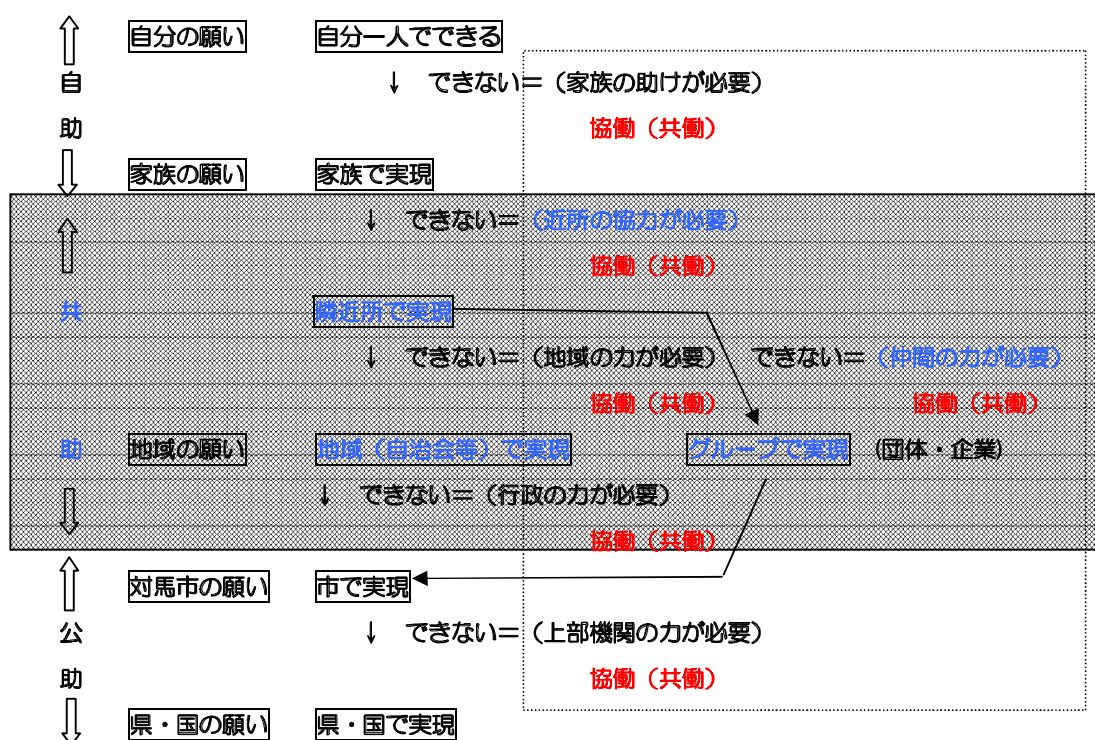
4 協働(共働)によってどう変わるのか ―協働(共働)のめざす社会の姿―

「協働(共働)」によってめざす社会は、「協働(共働)」の理念のもと、自発的に「人」と「人」、「団体」と「団体」の結びつきが生まれ、市民がこのネットワークを活かして身の回りの課題を主体的に解決しながら生き生きと暮らす自立的な地域社会です。

市民一人ひとりから見ると・・・

市民一人ひとりが、「自分たちの地域は自分たちで」という意識を持ち、自分の持てる知恵や能力、経験を地域づくりに活かそうと様々な活動に関わっていますが、その広がりが不足しています。

自分の能力を活用して社会に参加することによって、まわりとの結びつきが強まり、生き生きと心豊かに暮らすことができると共に、コミュニティの力で安全で安心な社会の恩恵を享受することができます。



市民活動団体・企業から見ると・・・

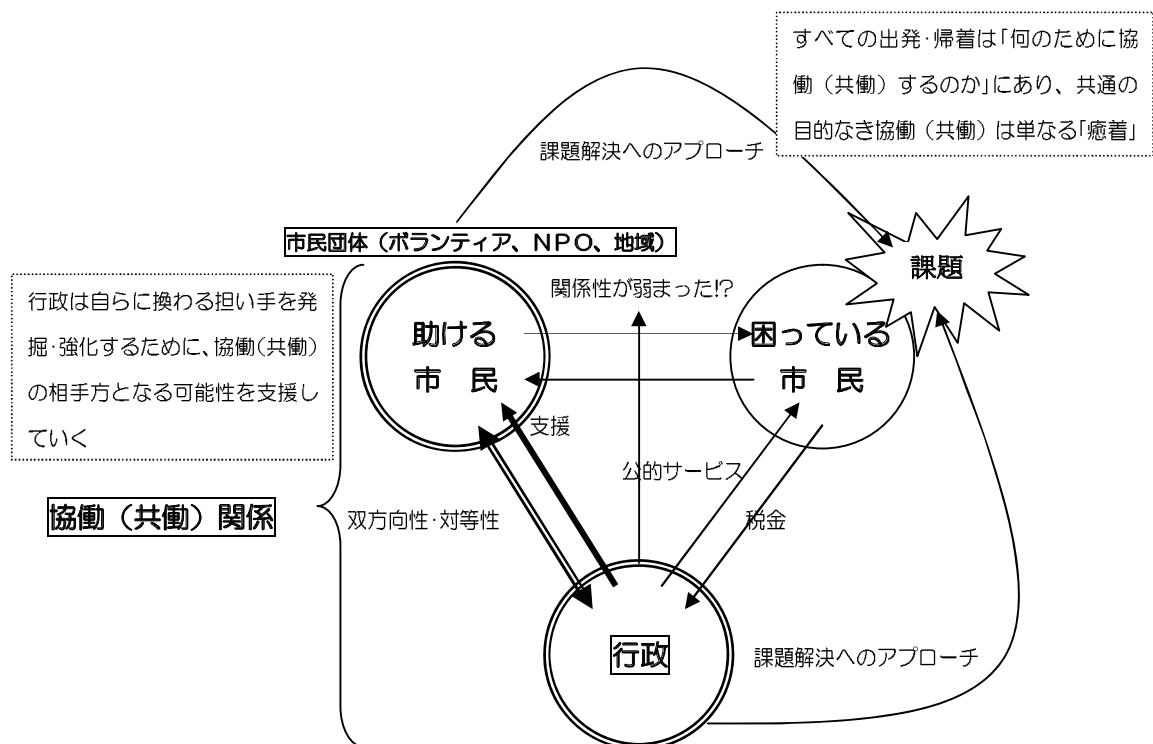
様々な市民団体・企業が、目的意識と情報を共有し、様々なレベルで自発的に連携し合う多様なネットワークを形成することにより、自らの団体・企業の幅が広がり、活動しやすい環境が実現します。

市から見ると・・・

市民、市民団体、企業とのネットワークを通して、少子高齢化の進行による人的資源の不足を補いながら、地域に生じる様々な課題に自らの創意と工夫で対応できる地方分権時代の自立的な自治体が実現します。

市民・市民団体・企業からの多様な提案や意見を調整し、最も効果の上がる施策を展開するためにも、「市民に信頼される対馬地域経営戦略本部」の体制づくりを整える必要があります。

行政との協働（共働）はどのようにして生まれたのでしょうか



元来、市民と市民の関係（民民関係）の中で日常の課題は解決していたが、どうしても解決できない課題については行政に負託していった。そうして行政への依存が日常化し、次第に「民民」の関係性が弱まっていき、ますます行政の役割が大きくなっていった。しかし、行政だけでは担いきれないほどニーズが多様化していく中で、行政以外からの課題解決へのアプローチが始まっていった。それがボランティアやNPO、コミュニティの活動である。これらはその失われゆく「民民」の関係性を自らが再び結びなおす作業でもある。

第2章 「対馬らしさ」の市民協働（共働）に向けて

（1）先人達の教えから学ぶこと

対馬は、古代より大陸からの文化の窓口として重要な役割を果たし、また、朝鮮半島との間では、人的、物的交流が盛んに行われていました。豊臣秀吉による朝鮮出兵により歴史的に国交が途絶えた時期もありましたが、江戸時代に入り、幕府は対馬藩の宗氏を介して朝鮮からの通信使を迎え入れ、さらに慶長条約（己酉約条）の締結によって、朝鮮貿易が再開され、藩の財政を支えることとなりました。

このように藩政時代は、朝鮮との交易や朝鮮通信使の江戸までの同行など、対馬藩の役割は重要なものがあり、その当時、真文役（外交官的な役職）として、活躍していたのが、^{あめのもりほうしゅう}雨森芳洲先生でした。

先生は、外国人を知るためには、その国の文化を知り、そしてその国の言葉を話せることが大切だと考え、日本で最初の朝鮮語の会話本「交隣須知（こうりんすち）」を書きました。また、芳洲先生が61歳の時に、隣の国と仲良付き合うように詳しく書いた「交隣提醒（こうりんていせい）」には、「外国と仲良くおつきあいをするためには、お互いの真心のおつきあいをしなければならない。互いにあざむかず、争わず、真実をもつての交わり」という誠信（誠実と信頼）の交わりの大切さを説いています。

この教えは、国際交流の原点であり、韓国からの観光客が年々増加するなか、「誠信の交わり」は、市民とともに共有できるキーワードではないでしょうか。

一方で、当時の藩の内政に目を向けてみますと、^{すやまとつあん}猪による農作物の被害に悩んでいる農民の声に耳を傾け、島民の力を総結集した陶山訥庵先生の「猪鹿追詰」（いじかおいつめ）、猪退治が有名です。

先生は、青年期の頃から農民がこの猪に苦しんでいる姿に心がうすくのを辛抱しながら計画を練り上げ、43歳で御郡奉行に登用されてからは、藩の力を結集し10年もの歳月を経て成し遂げました。その数、8万頭に及ぶと言われています。今から300年前のことですが、その時の退治の主役は農民であり、誰よりも農民自身が自分たちの力の存在を認めたことにもつながったようであります。

先生は「善と知って遂げざるはなく、悪と知って止めざるはなし」（善いと思うことはやり遂げる。悪いと思ったならばすぐに止める。）ただこれを守ることだけを心得ていたと言われています。「この一筋の道を迷わずに歩き通した勇氣。真の勇氣は先ず自分の怠りに克つことである。そして堂々と自分の道を歩むことである」と教えています。

「猪退治」のほかにも孝行芋（こうこいも）の栽培や島内の産物で島民を養う「足食の道」（自給自足への島づくり）など農政施策に邁進するなか、島民の暮らしや生活にも目を向け、老人や難病の人、親戚縁者のない人を救済するための「窮民屋（きゅ

うみんや)」という福祉施設をつくるなど、島の自立に向けた幅広い施策を実行したと言われています。

これらの藩政時代の国際交流のあり方や島の自立を目指した先人達の思いや教えは、地方分権が進む現代社会に通じるものが多く、市民に分かりやすく、対馬らしさを感じさせる協働推進の指針づくりに欠かせない要素として捉え、今の時代にタイムスリップさせてみました。

芳洲先生の「誠信の交わり」、そして訥庵先生の「善と知って遂げざるはなく、悪と知って止めざるはなし」この二つの信念を、交流と自立する地域づくりへのキーワードとして、市民と共に今、協働(共働)へと対馬(しま)は動き出そうとしています。

あめのもりほうしゅう

雨森芳洲

寛文8年(1668)近江国雨森村(今の滋賀県高月町)で生まれたという。17・18歳頃に江戸に出て木下順庵の塾に入門。芳洲が22歳の時、師順庵の推挙のもと、元禄2年(1689)、対馬藩に仕えることとなる。当時、幕府より対馬藩は朝鮮国との外交実務と交易を任されており、その朝鮮国との外交にたずさわることも芳洲の重要な任務であり、真文役の職に就き、朝鮮外交にかかわった。

芳洲は、外国人を知るためには、その国の文化を知り、そしてその国の言葉を話せることが大切だと考え、日本最初の朝鮮語の会話本「交隣須知」など数多くの著作を遺した。「交隣提醒」という本のなかで、「互いにあざむかず、争わず、真実をもって交わることが誠信(誠実と信頼)の交わりである」と教えている。

宝暦5年(1755)年1月に88歳の生涯を終えた。

すやまとつあん

陶山訥庵

明暦3年(1657)対馬府中(今の厳原)の藩医の子に生まれ、寛文7年(1667)京都に出て木下順庵の門に入り、まもなく師に従って江戸に遊学した。延宝8年(1680)に家督を継ぎ、翌天和元年(1681)馬廻に就く。天和2年(1682)に朝鮮通信使が来日し、藩主に従って通信使とともに江戸までの旅を往復した。

元禄12年(1699)に御郡奉行に登用された。御郡奉行として最初に手がけた事業は、対馬全島にわたる猪と鹿との殲滅計画である。生類憐れみの令が出されていた時期に、このような計画を実行しようとするには大きな勇気と決断があったにちがいない。

訥庵は、その他にも孝行芋(甘藷)栽培、救貧対策、密貿易の取締など多彩な実績を上げるとともに、数多くの著作を遺した。

享保17年(1732)6月に76歳の生涯を終えた。

第3章 協働(共働)を進めるにあたっての基本的な考え方

1 どのような視点で進めればよいのか ―協働(共働)の原則―

協働（共働）を進めるにあたり、市民、市民団体、企業、行政は、次のような原則を参考に良好な関係を築くことが大切です。

①お互いは対等の関係です。

「対等の原則」

- 下請けの関係ではありません。また、もたれ合う関係でもなく、自主・自立の精神のもと共に支え合う関係です。

②お互いの立場を理解し合い、目的を確認し合います。

「相互理解・目的共有の原則」

- 立場に違いがあっても、共に目指す方向は同じです。相手の立場、何のための協働（共働）なのかを確認し合って行動します。

③お互いの持つ情報を公開し合って進めます。

「情報共有の原則」

- お互いが必要な情報を共有し、お互いが持つ資源を活かします。

④双方向性の話し合いと最初から背伸びせず、自然体の活動を通して進めます。

「行動共有の原則」

- 一方的に押し付けず、どちらからでも提案が可能な関係の中で、合意して進めます。
- 自分自身でできることから楽しくはじめ、お互いが学び合うことを共に目指します。

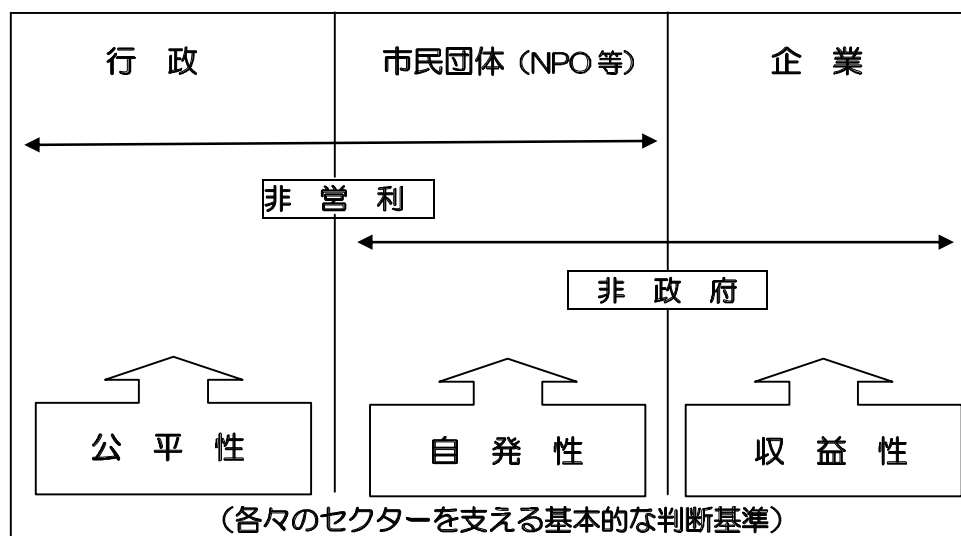
2 どのような役割があるのか ―協働(共働)するために期待される役割―

(1) 市民団体（NPO等）と行政、企業との特性と意義

①市民団体（NPO等）と行政、企業との間の相関関係とは

- ・市民団体（NPO等）と行政の共通項・・・非営利性
- ・市民団体（NPO等）と企業の共通項・・・非政府性

市民団体（NPO等）と行政、企業との特性分析



協働（共働）を進めるにあたり、市民、市民団体、企業、行政が、それぞれどのような役割を果たすべきかについて、共通理解を持つ必要があります。押しつけになってはいけませんが、それぞれの特性に応じ、以下のような役割を果たしていくことが期待されます。

<地域社会の構成員>

市 民	個人としての市民	
	コミュニティとしての市民（市民団体）	地域別住民組織（自治会、町内会、子ども会、老人クラブ、婦人会、青年団、地域づくり協議会など一定の地域の住民で組織する団体） ※ 地区コミュニティ（自治会） ※ 地域コミュニティ（自治会以外） 目的別住民組織（＝市民活動団体、NPOやボランティアグループや趣味のサークルなど） ※ 市民活動コミュニティ
企 業		
行 政		

(1) 市民の役割

市民には、個人としての市民、人と人のつながりであるコミュニティ（地区・地域・市民活動コミュニティ）としての市民があり、それぞれの役割が期待されます。

①個人としての市民の役割

市民は、一人ひとりがまちづくりの主人公です。お互いの相違を認め、違いを乗り越えてよりよい地域をつくりだそうとする姿勢も求められています。一人ひとりが「住民」・「市民」という意識を持って、現状をあきらめることなく、自分ができることを行うことが求められています。

本来、市民には、以下のような役割があると考えられます。

- 一人ひとりが「市民」という意識を持ち、「協働(共働)」の考え方を共有したまちづくりへの関心。
- 市民が、引込み思案にならず、自らの知恵や技術、経験などを活かし、自己実現できる環境づくり。
- 市政に参画し、意見を述べ、自ら実践する活動。
- 自治会活動や市民活動への理解を深め、コミュニティへの積極的な参加。

②コミュニティとしての市民の役割

コミュニティは、人と人のつながりであり、互いに協力して構成員の福祉の向上や地域の改善を図ろうとするもので、「市民による協働(共働)」といえます。

コミュニティは、大きく、地縁に基づくもの（地域別住民組織：ここでは、地区（自治会単位）及び地域（自治会以外の連合体）コミュニティと呼びます）と特定の関心・テーマに基づくコミュニティ（目的別社会貢献組織：ここでは市民活動コミュニティと呼びます）に区分されます。

今まではこれらのコミュニティは個々に活動することが多くありましたが、その特長に応じた役割を担い、相互に連携することで、活動の効果を高めることが期待されます。

それぞれのコミュニティの役割は次のようなことが考えられます。

ア) 地区コミュニティと地域コミュニティの役割

自治会は、地域社会の基礎的単位であり、子どもからお年寄りまでを対象に、身近な課題を包括的に受け止め、取り組んでいます。少子高齢化が進み、思うような活動ができていないところもありますが、自治会には地域のことを地域で考え、助け合い、利害調整ができるなど、問題を解決する能力があり、住民自治を根底で進める役割があると考えます。（＝地区コミュニティ）

なお、自治会だけでは、対応することのできない地域づくりなどは、地域との結びつきが強い、例えば、小学校区等を単位とした地区コミュニティとの協働（共

働)を進めることも視野に入れる必要があります。(＝地域コミュニティ)

また、地区・地域コミュニティの役割は、次のようなことが考えられます。

- 地域住民の基礎的な団体として、地区・地域コミュニティサロンの設置を推進し、構成員の声を反映し、自主的なまちづくりへの参加。
- 構成員一人ひとりが尊重され、活躍でき、人材育成が図られる組織の運営。
- 必要に応じて他の市民団体との連携。
- 広域的な課題に対応するため、自治会間の連絡調整を進め、小学校区等を主とした地域コミュニティへの参加。

イ) 市民活動コミュニティの役割

市民活動コミュニティは、地縁に基づかないため束縛がないことによる開放性や自主性及び個人の関心・能力を生かせるという専門性を持っており、価値観の変化も相まって、近年活動が活発化し、地域づくりの担い手として注目を集めています。

一つの分野だけでなく横断的に活動するグループも増えていますが、独自活動が多く、これら組織間の横のネットワークを形成されることが期待されます。

市民活動コミュニティには、次のような役割があると考えられます。

- 自主性・専門性を発揮して、地域の課題解決につながる活動の展開。
- 組織の情報を開示し、他の市民活動コミュニティや地区コミュニティ、地域コミュニティとの情報の共有化。
- 個人の希望や目標の実現、社会参加へのきっかけづくりの提供。

(2) 企業の役割

企業も地域社会の一員として、積極的に社会貢献していくことが求められます。

近年、企業の営利活動そのものが公益に沿うものであるかどうかという企業の社会的責任を重視する考えが広まっており、環境への配慮や男女間の雇用機会均等など、社会貢献をより意識した企業活動が期待されます。

また、クリーンアップ作戦などのまちづくりに参加すると共に、市民活動に対する理解を深め、従業員が社会参加しやすい環境づくりや団体の育成・支援を通じて市民活動の活性化に寄与することが期待されます。

企業には、次のような役割があると考えられます。

- 企業市民として、公益に沿った活動の展開。
- 地域の一員として、ボランティア活動やまちづくりへの参加。
- 専門的で多分野における資源を活かして、資金援助や施設・ノウハウの提供を通じ、市民団体活動への支援。
- 従業員の社会参加（ボランティア活動）に対する理解を深め、社会参加しやすい職場環境づくりへの配慮。

(3) 市の役割

行政は、地方自治法に定める自治の執行機関であり、市民の負託に基づいて、最小の経費で最大の効果を上げる使命をもった専門機関として、職員はプロ意識を持つ必要があります。

適正に事務を行うことはもちろんですが、市民が活動しやすいように決定事項の説明ばかりでなく、検討段階から、可能な限りの情報を適切な方法で開示していくことが求められています。また、市民の協働(共働)への意欲を高めるため、政策決定への市民の参画はこれまで以上に進める必要があります。

また、市職員も地域の一市民であり、地域社会の一員としてコミュニティに関わり、地区・地域のマネージメント的スタッフとして、市とのパイプ役や必要な助言等を行うことが求められます。

行政には、次のような役割があると考えられます。

- 市政は市民からの負託に基づくものであることを踏まえた市民の信頼と満足度の向上。
- 所管の業務についての説明責任。(全ての職員が協働(共働)の意義や必要性を説明できるようにします)
- 市民が必要とする市政に関する情報の積極的な提供。
- 現場を知ることによる市民のニーズの把握。
- 市民活動が活性化し、コミュニティが育成されるための環境整備の推進。
- 職員は、まちづくりの専門的スタッフとして、また、地区・地域のマネージメント的スタッフとして、市とのパイプ役や必要な助言等が行えるよう誠実かつ効率的に職務を執行するような意識と能力向上のための人材育成。
- 職員は、地域に帰れば住民の一人であることをしっかり認識して、自治会やサークル活動及び市民団体活動への積極的な参加。

3 市との協働(共働)とは 一市民と市との協働(共働)の進め方一

市が市民と協働(共働)で業務を進める際には、次のような基本的な考え方に従って行います。

(1) 協働(共働)のルール

市民と市の協働(共働)を進めるにあたっては、「第3章 1 協働(共働)の原則」に掲げた事項のほか、特に次のようなルールを踏まえることとします。

①対等性

お互いが同じ目的を有する当事者であり、対等な関係にあることに配慮します。

市民と市との協働(共働)による役割分担は、どちらかが一方的に決めるものではなく、双方向性で、お互いの合意に基づいて進めます。特に、現実的には、資金も情報も市に集中している状況に留意して進めます。

②相互理解

組織の成り立ちや意思決定の方法など相手の組織の違いを十分理解し、お互いの長所や短所を理解し合った上で、協働(共働)を進めます。

特に、協働(共働)対象となる団体とは、活動内容に着目して協働(共働)を進めます。

③情報共有

同じ視点で考えるための前提として情報共有が不可欠ことから、共有する情報の内容や範囲に関する基準を定め、個人情報保護条例に定めるものを除き、協働(共働)を行おうとする業務に必要な情報は、積極的に共有することを原則に進めます。

④自主性・自立性の尊重

市民団体の活動は、自主性・自立性に基づくものであり、市からの支援によってその特性を阻害しないよう留意します。

また、市民団体の活動が自立的に行われることをめざし、市民団体に対し支援する場合は、支援が結果として市民団体の自立を妨げてしまうことがないよう留意します。

⑤情報公開

市民団体に対し市が支援する場合は、個人情報保護条例に定めるものを除き、その内容や手続きを一般公開し、透明性を確保します。また、支援を受ける市民団体も、その活動内容について情報を公開していくこととします。

⑥事後評価

協働(共働)の成果をお互いに評価し合い、次の協働(共働)に向けての改善を図ります。

(2) 役割分担のパターン (類型)

協働(共働)の実施段階では、地域の暮らしに必要なことを、実際にどのような役割分担で行うかが重要です。

協働(共働)を進めるにあたっての、市民と市との関わり方を整理すると、行政の責任度合いに応じて次の5つのパターンのうち、BからDまでの3区分に分類することができます。

それぞれの分野で、どのレベルの協働(共働)を進めていくかは、それぞれの業務の内容・性格と協働(共働)相手との話し合いによって個別に決めていくことになります。

役割分担のパターン

	A	B	C	D	E	
市民的分野	市民が自らの責任で行う	市民主導の下で行政の協力を得て行う	市民と行政が連携・協力して行う	行政主導の下で市民の協力を得て行う	行政が自らの責任で行う	行政的分野

A「市民が自らの責任で行う」領域には、次のようなものが考えられます。

個人のこと	
家庭のこと	
隣近所のこと	
余暇活動	
ボランティア・自治会の本来の活動	

B「市民主導の下で行政の協力を得て行う」領域には、次のようなものが考えられます。

市民主体で行うイベントや公益的活動を支援するもの	後援・補助 負担金・事業協力 など
--------------------------	-------------------------

C「市民と行政が連携・協力して行う」領域には、次のようなものが考えられます。

市が実行委員に加わりイベントなどを行うもの	実行委員会
対等な立場でイベントなどを行うもの	共催
会議などで必要な情報を交換すること	情報交換

D「行政主導の下で市民の協力を得て行う」領域には、次のようなものが考えられます。

意見を述べてもらうもの（審議会への参加、アンケート協力など）	市民参加
委託はしないが、業務の円滑な実施上、市民（自治会やその他の団体）に協力を求めるもの（広報配布・募金・ごみ集積・計画策定・里親制度）	協力要請
市民団体の能力を活用して契約を結んで業務をお願いするもの	業務委託（市民団体）

E「行政が自らの責任で行う」領域には、次のようなものが考えられます。

法定事務（法律で市の仕事とされているもの）	
民間企業等の能力を活用して契約を結んで業務をお願いするもの（施設管理など）	業務委託（民間企業）
その他協働（共働）で行うことができないもの	

（３）市民との協働（共働）で行う事業の基準

市民と市との協働（共働）により進めることが望ましい事業の基準は、次のとおりとします。事業協力、委託など協働（共働）の形態は、それぞれの事業の内容・性格に応じ、市民と市が話し合って個別に取り決めることとなりますが、以下の基準を示します。

①市民が主体的に取り組むことにより高い効果が得られる事業

関係する市民や市民団体が主体的に取り組むことによって、自発性が高まり、より高い効果が得られる事業は、市民や市民団体との協働（共働）による効果が期待できます。

②地域の実情に合わせる必要がある事業

地域の特性を踏まえた事業や地域に根ざした事業は、地域の課題を的確に把握している市民や市民団体との協働（共働）による効果が期待できます。

③きめ細かで柔軟な対応が求められる事業

全市を幅広く対象とせず、サービス対象者の実情に合わせる必要がある事業は、柔軟かつ機敏に対応できる市民や市民団体との協働（共働）による効果が期待できます。

一部の地域だけを対象とするもの	地域が主体的に行う
全市または支所管内を対象とするもの	市が主体的に行う

④広く市民の参加や実践を求める事業

広く市民の参加を呼びかける事業は、多彩なネットワークを持つ市民活動コミュニティとの協働（共働）による効果が期待できます。

⑤専門性を発揮できる事業

専門性を発揮できる事業は、特定の分野で継続的に活動し、実践的な知識や高度かつ専門的なネットワークを持つ市民活動コミュニティとの協働（共働）による効果が期待できます。

⑥これまで市が取り組むことができなかった先駆的な事業

市がこれまで取り組むことができなかった先駆的な事業に着手する場合は、すでに他に先駆けて取り組んでいる市民や市民活動コミュニティとの協働（共働）による効果が期待できます。

第4章 協働（共働）を進めるための施策の展開

協働（共働）に関する基本的な考え方を踏まえて、協働（共働）の推進方策を次のように整理して、市民・市民団体・企業・行政が連携して、必要な施策を展開します。

具体的な計画は、この指針に基づき、年度別の実施計画（アクションプラン）を定めることとします。

1 協働（共働）の意識を高める

協働（共働）に対する理解と実践する意識を高めるため、多様な機会を通して啓発に努めます。

（１）協働（共働）について啓発する

○多様な機会を通して協働（共働）の啓発に努めます。 ・市民団体の会合での説明（自治会・市民活動団体など） ・市のホームページや広報紙などを活用した協働（共働）の考え方や事例等の紹介	市
○市民が身近に、主体的にまちづくりを進めるために必要な情報を提供します。 ・協働（共働）の事例集の作成	市・市民団体
○協働（共働）に関する標語を募集します。	市・市民
○意欲的な団体とともに協働（共働）に関する学習会（意見交換会）を開催します。 ・生涯学習センター等における講座の開催 ・市民団体主催のワークショップ参加への啓発	市・市民団体
○小さい頃から協働（共働）について学ぶことができるよう、学校教育でのボランティア学習の充実を図ります。	市・市民団体

（２）協働（共働）の仕組みをつくる

○協働（共働）に対する市民意識の高揚を見極めながら、協働に関する条例の制定について検討します。	市・市民
○職員の協働（共働）に関する理解を深め、意識の向上を図ります。 ・職員が協働（共働）を進める際に留意すべき事項や事務処理の基準を定めた協働（共働）に関するマニュアルの作成 ・各部署に協働（共働）窓口担当者の配置	市

・ 市民団体に関する情報の共有 ・ 職員研修の実施 ・ 職員の市民団体活動への参加促進	
○「協働（共働）」の日の制定について検討します。 ・ 自治会活動やボランティア活動の一斉展開日の検討	市・市民

2 情報を共有する

同じ視点で、双方向型で発意する必要条件としての情報の共有を進めるため、お互いが持っている情報を可能な限りオープンにし、情報交換を盛んにしていきます。

（１）自らの持つ情報を提供する

○市民団体の情報を収集し、市のホームページ等を利用して、公開していきます。 ・（仮称）「対馬（しま）の達人」（個人・団体）への登録と公開 ・ 広報「つしま」や対馬市有線テレビにおける市民団体活動の紹介	市・市民・市民団体
○必要な情報と、協働マニュアルに基づいて、適切かつ積極的に開示します。特に、市が抱えている課題や計画について、様々な手法により、検討段階から可能な限りの情報を提供します。 ・ 広報紙 ・ ホームページ ・ 対馬市有線テレビ ・ 各種会議の資料 等	市

（２）情報を交換し、意見を反映させる

○市民団体の自主的な連絡調整の場を設置します。 ・ 市民活動コミュニティの連絡調整会議の開催	市・市民団体
○多様な手段で、市政に関する市民からの意見を受け止めるとともに、情報交換を行う仕組みの検討を行います。 ・ 市民の声 ・ 市民意識調査、政策アンケート ・ 市長との意見交換 ・ 審議会・委員会委員の公募制度・男女参画の推進 ・ パブリックコメント	市

3 市民活動を活性化する

協働（共働）の理念に基づく活動が活発に展開されるよう、活動の主体となる市民団体を育成するとともに、団体が活動しやすい環境づくりに努めます。

（１）市民団体を育成する

○人材育成に資する事業を行います。 ・市民団体を対象とした講座の開催（リーダー養成、組織運営のノウハウ等） ・生涯学習センター等における社会教育・人材育成事業の展開	市・ 市民団体
○市民活動コミュニティの交流により、ネットワーク化を進めます。 ・市民活動コミュニティの連絡調整会議の開催（再掲）	市・ 市民団体
○新たな市民活動コミュニティ組織の立ち上げに対する支援を行います ・法制度・助成制度の紹介 ・初期資金（イニシャルコスト）に対する支援の検討	市・企業
○コミュニティの再生と育成強化を図るため、地区・地域からの相談等に応じる職員による地域マネージメント制度を導入します。	市
○事業の成果や課題を掘り下げ、実効性のある「協働（共働）のまちづくり」を目指すためのコミュニティ推進モデル事業を検討します。 ・地区コミュニティや小学校区等を対象とした地域コミュニティへの積極的参加を通じた組織体制の強化 ・コミュニティ推進モデル事業の活動に対する支援の検討	市・ 市民団体 各種団体
○市民の視点から市民活動コミュニティの活動を支える団体（中間支援組織）の育成を目指します。 ・中間支援組織に関する学習（NPO法人等）	市・ 市民団体

（２）活動しやすい環境を整備する

○市民団体に関する情報を提供します。 ・市民団体への地域づくりに関する情報の定期的な提供 ・イベント情報の集約化と提供	市
○市民団体に対する支援体制を強化します。 ・助成制度の情報提供と利用促進 ・企業による協賛事業の紹介	市・ 市民団体 企業
○活動の場所の設置や資材の提供などを支援します。 ・公共施設の利便性向上（開館時間・物品使用）の検討	市

○協働（共働）に関する総合インフォメーションとしての窓口を設置します。 ・相談窓口のPR ・ボランティア活動保険等の紹介	市
○従業員が社会参加への意欲を持てるような職場環境づくりを目指します。 ・従業員のボランティア休暇制度の創設等、ボランティア活動等に参加しやすい職場環境づくり ・コミュニティへの参加奨励	企業・市

4 市との協働（共働）に関する仕組みをつくる

市民が市と協働（共働）しようとする意欲をもつことができ、かつ活動の展開にあたってトラブルが発生しないよう、市民が市と協働しやすい仕組みをつくります。

○職員が協働（共働）を進める際に留意すべき事項や事務処理の基準を定めた協働（共働）に関するマニュアルを作成し、トラブル等を防止します。（再掲） ・協働（共働）に係る経費の負担に関するルールづくりの検討	市
○市民や市民団体の参加を求める業務を拡大します。 ・協働（共働）パートナー制度の運用（業務の周知、市民からの業務提案制度の導入） ・里親制度の導入の検討	市
○市民団体から事業への提案を受ける「事業提案制度」の導入を図ります。	市
○協働（共働）業務に関する評価を共有し、事務の改善につなげます。 ・双方向性評価システムの検討	市・市民団体

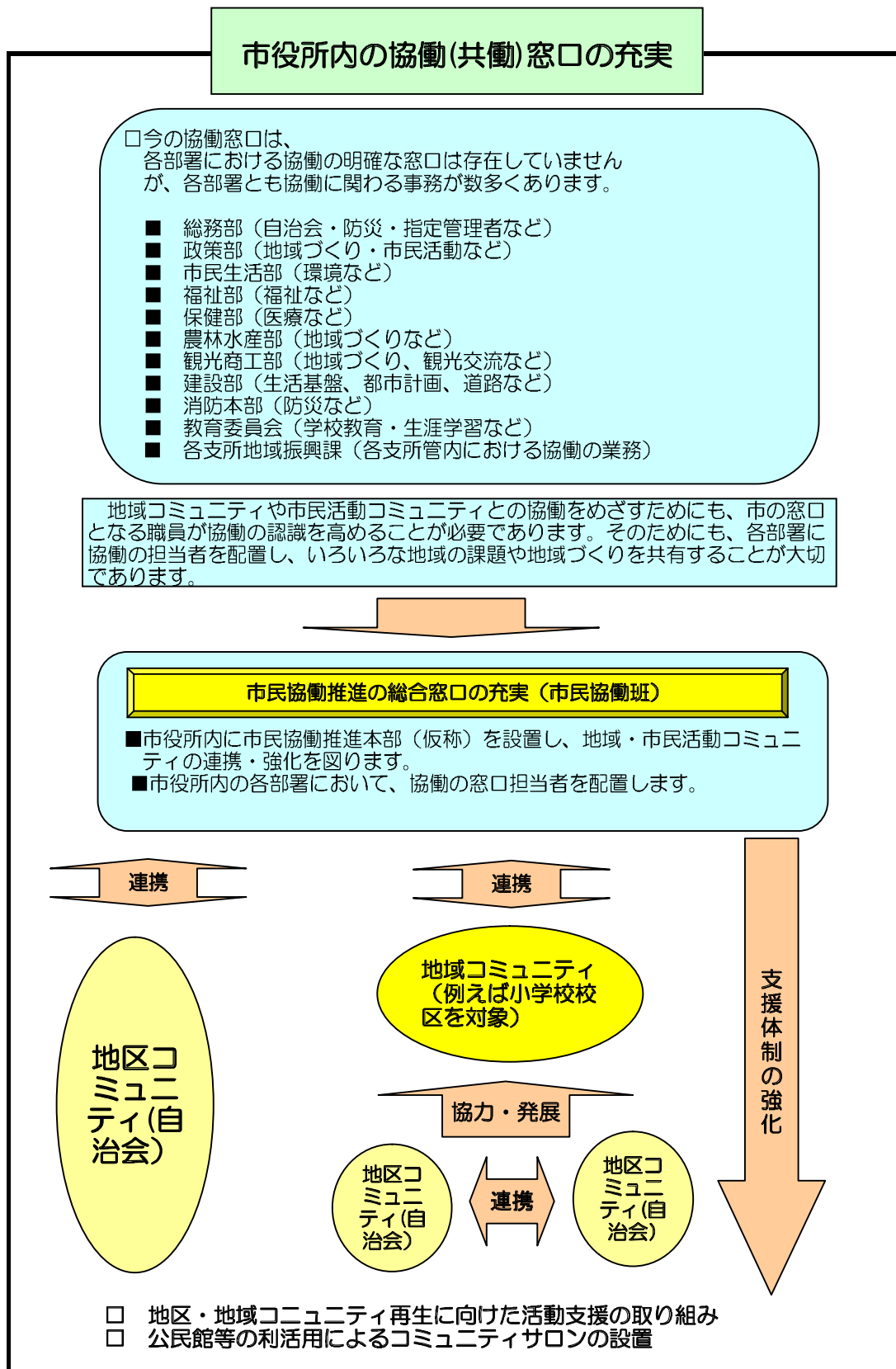
5 協働（共働）を進行管理する

協働（共働）を全市的に進めるため、官民一体の推進体制をつくります。

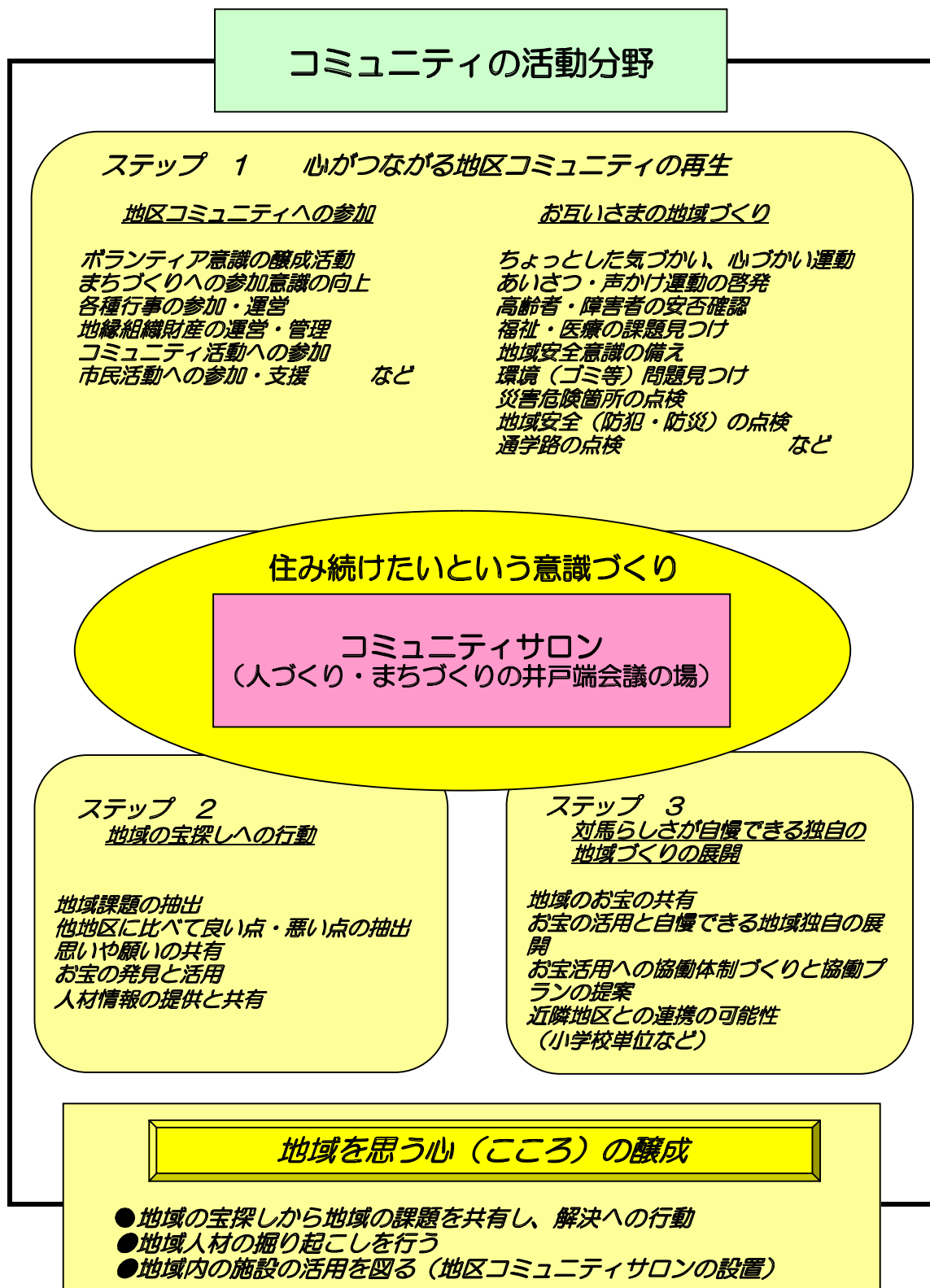
○毎年度、この指針に基づいて市民及び市が行う「アクションプラン」を策定します。	市・市民団体・企業・市民
○協働（共働）に係る庁内の連絡体制や協働（共働）に係る重要事項を決定するための協働（共働）推進本部を設置します。	市

○事務事業評価システムのなかで、協働（共働）に関する評価を取り入れます。	市
○協働（共働）の推進状況について、毎年度公表します。 ・ 広報紙等への掲載 等	市

(1) 行動プラン 1 <市役所内の協働(共働)窓口の充実>



(2) 行動プラン 2 <コミュニティの活動分野>

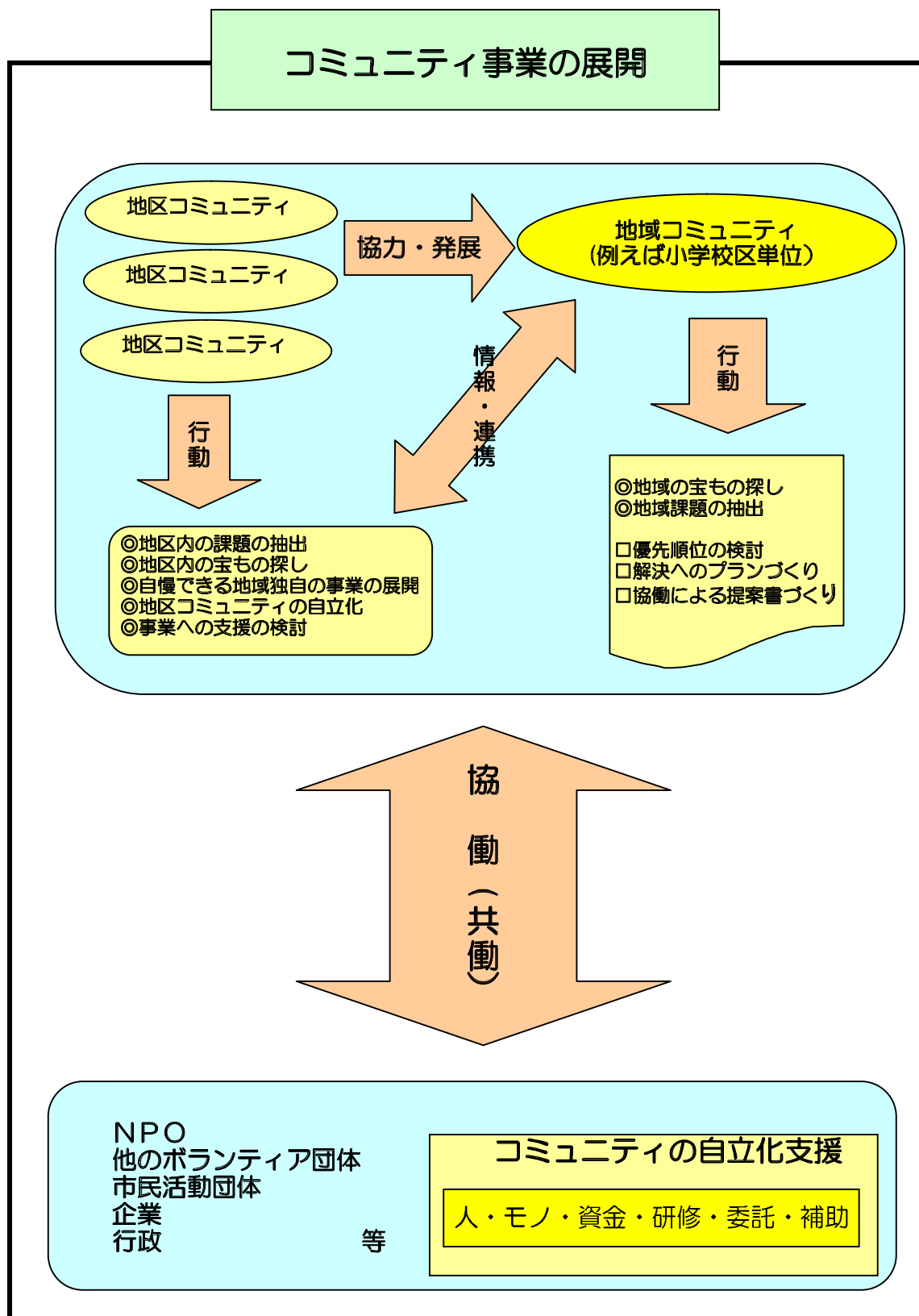


(3) 行動プラン 3 <協働(共働)を支える活動拠点づくり>

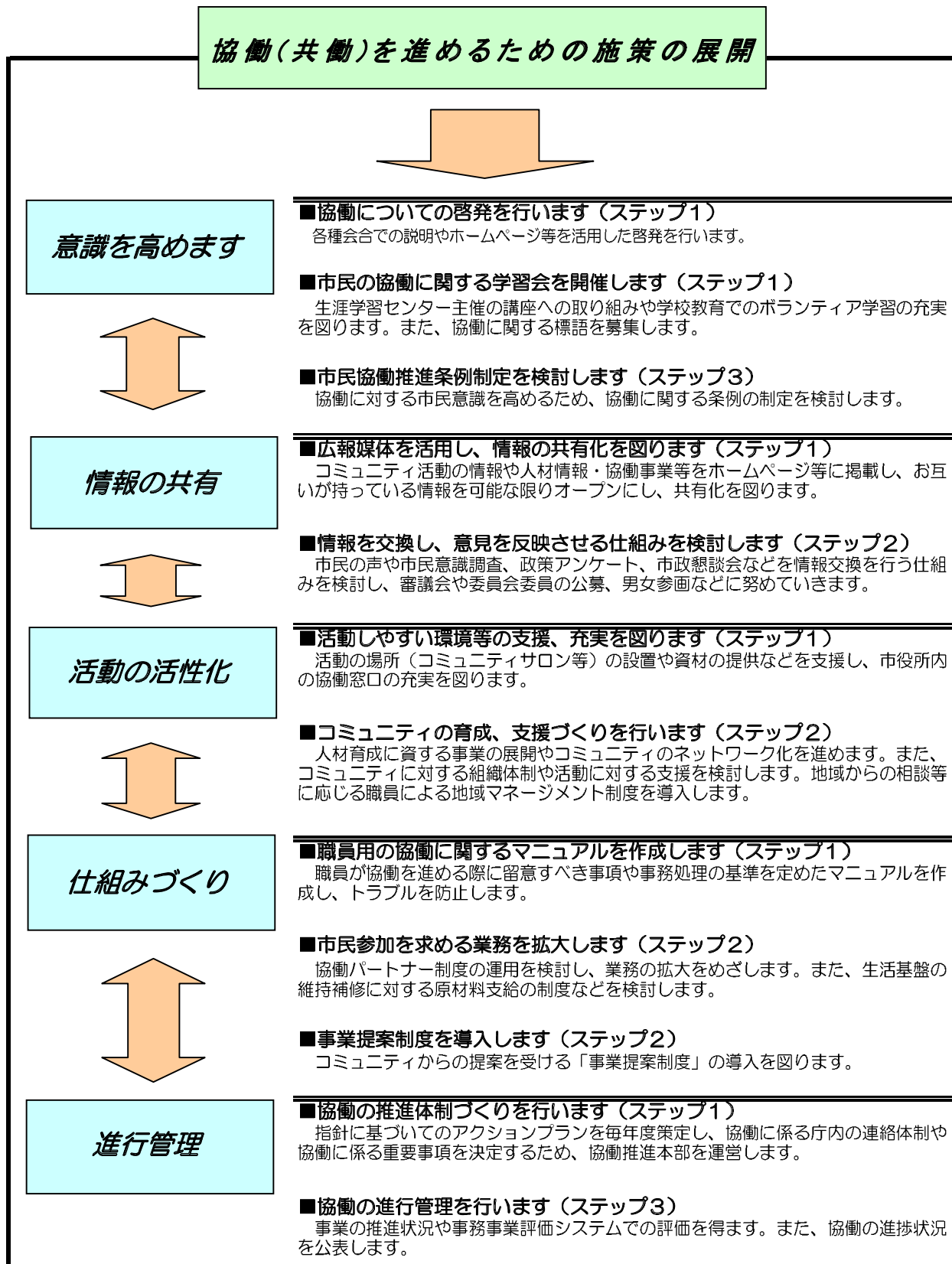
■ 公民館等を拠点として考えた場合



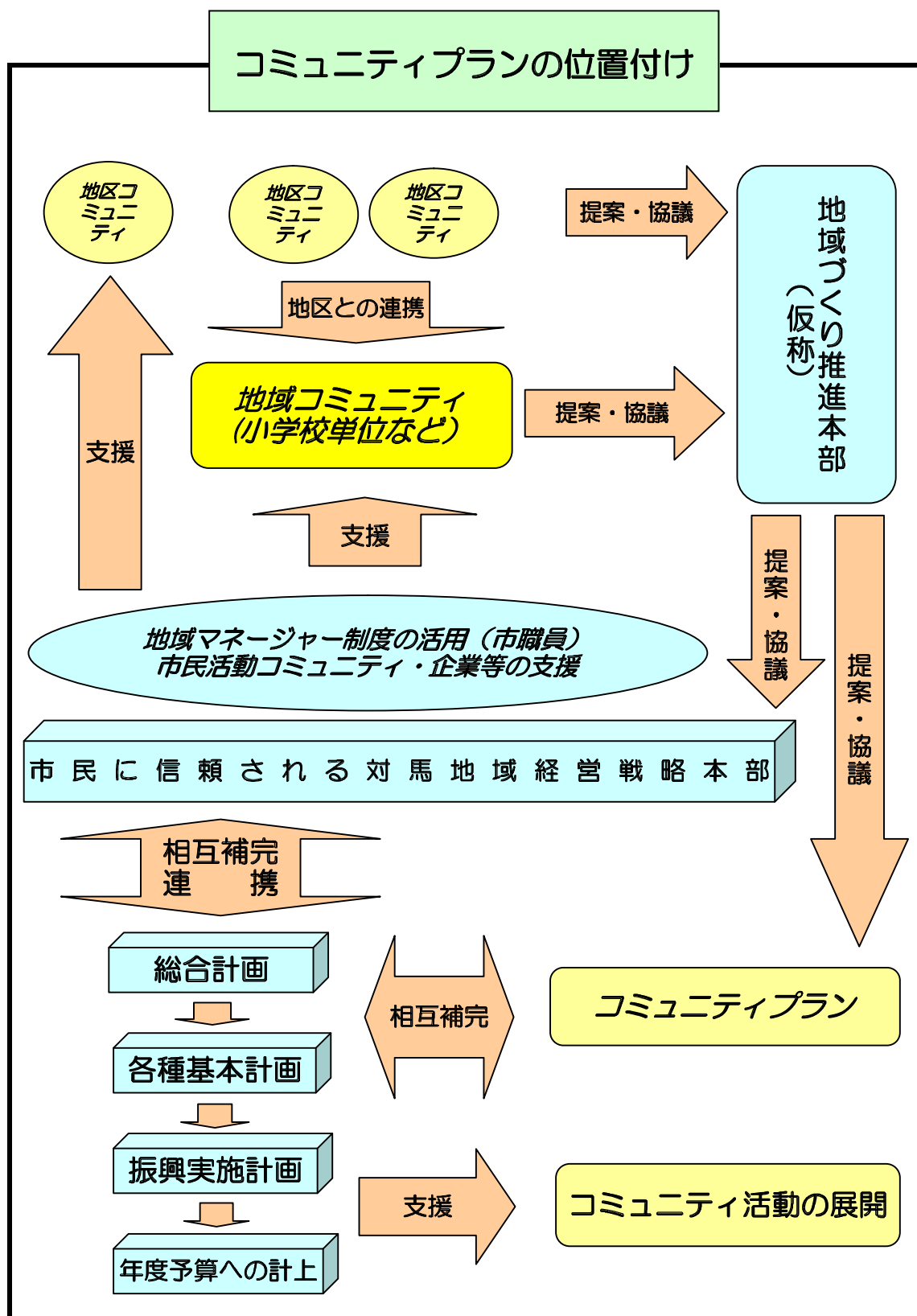
(4) 行動プラン 4 <コミュニティ事業の展開>



(5) 行動プラン 5 <協働(共働)を進めるための施策の展開>



(6) 行動プラン 6 <コミュニティプラン（地域づくり計画）と総合計画>



今、^{きょうどう}協働（共働）へと
^{しま}対馬は動き出す

対馬市市民協働（共働）推進指針参考資料

協働（共働）の「ひと・まち」づくりをめざして



- 策定委員会設置要綱
- 策定委員会委員名簿
- 策定委員会ワーキング部会委員名簿
- 策定の経過

対馬市市民協働推進指針策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 市民との協働をより一層推進するにあたり、市民協働のあり方や方向性を示す指針等を策定するため、対馬市市民協働推進指針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会において所掌する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 市民協働のあり方や方向性を示す指針案の作成に関すること。
- （2） 市民協働の推進に向けた具体的な行動計画案の作成に関すること。
- （3） その他市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- （1） 公募による市民
- （2） 市民活動団体関係者
- （3） 福祉・教育団体関係者
- （4） 学識経験者
- （5） 市職員

2 委員の任期は、委嘱または任命の日から推進指針案を提出した翌日までの間までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学識経験者を充てるものとし、副委員長は委員長の指名によるものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（ワーキング部会）

第6条 委員会に、ワーキング部会を置く。

- 2 ワーキング部会は、委員長からの求めに応じて速やかに調査検討を行う。
- 3 ワーキング部会の部会長及び部会員は、市職員の中から市長が任命する。
- 4 部会員の任期は、任命した日から推進指針案を提出した翌日までの間までとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会は、原則として公開とする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

5 ワーキング部会の会議は、部会長が招集する。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額及び支給の方法は対馬市職員の旅費に関する条例(平成16年対馬市条例第50号)に規定する一般職の職員の旅費に準じ、費用弁償を支給する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、政策部政策企画課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年 7月 2日から施行する。

(委員会の特例)

2 委員会の最初の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、委員会が市長に推進指針案を提出した翌日にその効力を失う。

対馬市市民協働推進指針策定委員会委員名簿

平成19年7月27日現在

区 分	氏 名	該当区分	備 考
委員長	加留部 貴行	学 識	九州大学特任准教授
副委員長	阿比留 博文	市職員	政策部長
委 員	永留 浩	公 募	NPO法人 ツシマヤマネコを守る 会 理事
委 員	大石 英昭	市民団体	NPO法人 対馬の花で島づくり 事務局長
委 員	浜崎 優子	市民団体	NPO法人 対馬郷宿会員
委 員	板井 達夫	市民団体	対馬「北の玄関口」研究会 部会長
委 員	市山 恵美子	福祉教育	民生委員・保護司
委 員	吉田 若代	福祉教育	社会教育委員
委 員	中島 秀隆	福祉教育	対馬市社会福祉協議会事務局長
委 員	長 信義	市職員	観光商工部
委 員	勝見 末利	市職員	福祉部
委 員	日高 一夫	市職員	教育委員会

対馬市市民協働推進指針策定委員会ワーキング部会委員名簿

平成19年7月19日現在

区分	氏名	備考
部会員	武末祥人	総務部
部会員	中村敏明	市民生活部
部会員	多田満國	福祉部
部会員	仁位孝良	保健部
部会員	梅野菊次	観光商工部
部会員	神宮喜仁	農林水産部
部会員	阿比留義範	建設部
部会員	糸瀬美也	教育委員会
部会長	豊田 充	政策部

■「対馬市市民協働推進指針」策定の経過 ■

日時	策定委員会等	会議内容
6月 4日（月）	NPOとの意見交換会	市民協働推進指針について、各NPOの活動内容と今後の展開、意見交換など
7月19日（木）	第1回ワーキング部会	市民との協働について、指針づくりの考え方など
7月27日（金）	第1回策定委員会	委嘱状の交付・指針策定の趣旨・今後の日程・アンケート調査（職員・市民団体）の内容と実施など
8月16日～ 9月10日	アンケート調査の実施 （市民協働について）	職員に関するアンケート 回答率 64.5% 対象職員数 732 名 市民活動団体に関するアンケート 回答率 62.1% 対象団体 116 団体
10月10日（水）	第2回ワーキング部会	アンケート調査の集計と分析
10月12日（金）	第2回策定委員会	アンケート調査の分析結果に基づく市民協働のあり方等
11月21日（水）	第3回ワーキング部会	県内各市の市政概況の分析と研究、対馬市の課題の抽出
11月29日（木）	第3回策定委員会 第4回ワーキング部会	県内各市の市政概況の分析・本市の課題の検証、対馬らしさを感じる指針づくりへ、協働推進指針の方向性等 ＜職員研修＞ 「市民協働と地域づくり」セミナー 講師 加留部 貴行氏 （協働推進指針委員長）
2月14日（木）	第5回ワーキング部会	指針素案の作成 概要版（市民啓発用）と本編の二部構成。 市民が共有できる指針となるよう対馬らしさに藩政時代の先人たちを活かした指針づくりの素案作成作業
2月19日（火）	市民協働のHP掲載開始	
3月 5日（水）	第4回策定委員会	指針素案の検討協議（加除修正）
3月28日（金）	委員長最終確認作業	指針案の提出

.....

.....

対馬市 市民協働（共働）推進指針

発 行 対馬市 政策部 政策企画課

問 合 せ 先 〒817-0022 長崎県対馬市厳原町国分 1441 番地
TEL 0920-53-6111 内線 475・476
FAX 0920-53-6112
E-mail kikakuka@city-tsushima.jp
<http://www.city.tsushima.nagasaki.jp>

発行年月日 平成20年4月

.....

.....